



医政発0930第14号
令和3年9月30日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「救急救命士法の施行について」の一部改正について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）が令和3年5月28日に公布され、改正法のうち救急救命士法（平成3年法律第36号）の一部改正については、同年10月1日付けで施行することとされています。

また、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第149号）が令和3年9月1日に公布され、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）の一部改正についても、同年10月1日付けで施行されることとなりました。

これらを踏まえ、令和3年10月1日付けで「救急救命士法の施行について」（平成3年8月15日付け健政発第496号厚生省健康政策局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては、御了知の上、関係者、関係団体等への周知をお願いします。

なお、改正後の具体的な取扱いについては、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（救急救命士法関係）」（令和3年9月1日付け医政発0901第15号厚生労働省医政局長通知）を参考としていただきますようお願いいたします。

